入　札　説　明　書

令和８年６月１６日付けで公告した制限付き一般競争入札（物品調達契約）に参加しようとする者は、別に定めるもののほか次の事項を熟知し、かつ、遵守しなければならない。

１　発注者

青森県知事

２　入札に付する事項

（１）品　　名　レーザー加工機

（２）数　　量　１台

（３）規 格 等　仕様書のとおり

（４）納入期限　令和９年３月１２日

（５）納入場所　県立八戸工業高等学校（八戸市江陽１丁目２番２７号）

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（１）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ　青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号。以下「財務規則」という。）第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成１１年６月３０日施行）第５で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、Ａ等級に格付されている者であること。

エ　県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

オ　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ　競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ　営業品目「００５　工作機械 」が競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は２（１）に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去５年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続

開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

（２）入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（第３－１号及び第３－２号様式。以下「申請書」という。）を持参又は郵便により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。資格の確認結果については、制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書（第５号様式）により通知する。

ア　提出期限　　令和８年６月２５日　１２時００分

イ　提出場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県出納局会計管理課物品調達グループ

ウ　提出部数　　１部

４　契約条項等を示す場所等

（１）契約条項等を示す場所　３の（２）のイに定める場所に同じ。

（２）契約条項等を示す期間　令和８年６月１６日から同年７月２日まで

５　入札説明書等に関する質問

入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）を持参、郵便又はメール（メールが使用できない場合はファクシミリも可）により提出すること。

なお、入札説明書等に関する質問書に対する回答は、出納局会計管理課ホームページへの掲載及び会計管理課物品調達グループにある業者用掲示板への掲示による方法で行う。

（１）提出期限　　令和８年６月２２日　１２時００分

（２）提出場所　　３の（２）のイに定める場所に同じ。

６　制限付き一般競争入札に参加しようとする者に要求される事項

（１）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札の執行が完了するまでは、いつでも当該入札を辞退することができる。

（２）制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札日の前日までの間において、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

７　入札及び開札に関する事項

（１）日時　　令和８年７月３日　１１時００分

（２）場所　　青森県青森市長島一丁目１番１号
　　青森県庁舎　会計管理課入札室
　　青森県出納局会計管理課物品調達グループ

（３）入札保証金　免除する。

（４）入札に関する注意事項

ア　入札に参加する場合には、下記の書類を持参すること。

（ア）制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

（イ）委任代理人が入札するときは、委任状（既に有効な期間委任状を提出している場合は、持参不要である。）

イ　入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（第６条（Ｂ）を除く。）を遵守するものとする。

入札者心得書は、インターネットにより、次のＵＲＬ（アドレス）から入手できる。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunsyo.html

ウ　入札書には、別紙参考書式を参考に、次の事項を記載すること。

（ア）入札年月日

（イ）あて名は、「青森県知事」とする。

（ウ）入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名及び印（個人の場合は、住所、氏名及び印）

（エ）入札金額

（オ）品名

（カ）数量等

エ　入札金額の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

オ　郵便により入札書を提出することは認めない。

カ　入札執行回数は、原則として、３回を限度とし、不調の場合は最低の価格をもって入札をした者との随意契約によるものとする。

キ　２回目の入札において、落札者がなく、かつ、１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約によるものとする。

ク　１回目又は２回目の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札をした者は以後の再度入札には参加できないものとする。

ケ　再度入札に移行した場合において、直前の回の最低入札額と同額又はこれを上回る額の入札をした者の入札は無効とするものとする。

コ　入札が開始されてから入札を辞退するときは、入札執行者に入札辞退届を提出する、又は入札書に「辞退」と記入して入札箱に投函するものとする。

サ　委任代理人が入札を行おうとするときは、入札書に委任代理人の氏名（法人の場合は、当該法人の名称又は商号及び代表者名）を記名押印しなければならないものとする。

（５）入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（６）落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ　落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

８　契約に関する事項

（１）契約書（案）

別紙のとおり

（２）契約保証金

契約者は、契約金額の１００分の５以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

ア　契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ　過去２年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（３）契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（４）落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が３の（１）に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該契約を締結しない。

９　問合せ先

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

担　　当　　主幹　木立　和哉

電　　話　　０１７－７３４－９１０４

ファックス　　０１７－７３４－８０１９

メールアドレス　kazuya_kidachi@pref.aomori.lg.jp

レーザー加工機仕様書

１　適用範囲

本仕様書は、発注者が購入するレーザー加工機（以下「機器」という。）に適用する。

２　納入期限及び納入場所

（１）　納入期限　令和９年３月１２日（金）

（２）　納入場所　青森県立八戸工業高等学校

３　数量

１式

４　仕様

別紙「機器仕様」のとおり。

５　提出書類

（１）受注者は、下記に定める書類を発注者（納品場所）に提出するものとする。

なお、大きさはＡ４判又はＡ３判とし、日本語で記載されたものとする。電子媒体で提出する書類等の提出方法は別途定めるものとする。

①　承認仕様書（機器の仕様、配置図）（着手前、速やかに）	３部
②　作業工程表（契約締結後７日以内及び変更があった場合速やかに）	３部
③　完成図書（納入検査時）［機器の仕様、配置図、施工前及び完成後の写真］	３部
④　取扱説明書（紙媒体）（納入検査時）	３組
⑤　取扱説明書（電子媒体）（納入検査時）	１組
⑥　アフターサービスメンテナンスの体制を記載した書面	３部

（２）受注者は、承認仕様書の作成に当たっては、本仕様書の一部を変更することを妨げるものではないが、その場合にあっては、本仕様書の内容と同等以上のものとすること。

（３）受注者は、上記仕様書の一部の変更が必要となった場合には、あらかじめ発注者に協議するものとする。

６　関連工事との調整

（１）受注者は、発注者の指示に基づき、機器の搬入、据付け、稼働に必要な電気、エアー及びガス配管の敷設等工事、調整及び動作確認を行うものとする。

設置時期及び設置場所等の詳細は別途協議して定める。

（２）（１）に必要な用具・車両については、受注者が用意するものとする。

（３）発注者は、機器を使用するために必要な電気工事等（以下「工事」という。）を別途発注することとしているので、本契約の履行に当たっては、工事の受注者と適宜連携を図ること。

（４）機器の据付け調整が終了したときは、関係者立ち会いのもとで動作確認を行い、正常に稼働することを確認すること。

（５）（４）に定める動作確認の結果不具合が認められた場合、受注者が責任を追うものとし、不具合の解消に要する経費も同様の扱いとする。

７　技術講習

受注者は、納入場所となる学校の関係者に対し、納入後の円滑な運用に資するために必要な事項に係る技術講習を行うものとする。

ア　操作方法及び手順（機械操作、付随する端末装置やソフトウェアの運用に関する事項を含む）
イ　運用上の注意事項
ウ　点検方法及び周期
エ　障害時の処理
オ　その他必要な事項

８　納入検査

発注者は、受注者から設置が完了し、かつ、機器が正常に稼働する旨報告を受けたときは、関係者立ち会いのもとで契約書、仕様書及びその他書類に基づく納入検査を行うものとする。

９　保証等

（１）機器の保証期間は、引渡し後１年以上とする。ただし、保証期間が経過したあとでも、設計又は製作不良、材質不良に起因する故障の場合は、保証期間後においても無償とする。
（２）納入した機器が故障した場合、又は作業上の不具合が生じた場合には、発注者が行う実習に支障を来さないよう迅速に修理、保守又は技術的サポートなどを行う体制を整えること。
（３）納入機器の保守体制等については、別途発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

10　その他

（１）この仕様書は、基本的な事項のみ記載したものであり、記載のない事項であっても運用上、機能上及び構造上具備しなければならない事項並びに社会通念上必要とされる事項については、受注者の責任の下で充足するものとする。
（２）この仕様書に明示されていない事項又は内容に疑義が生じた事項については、受注者はその都度発注者と協議し、術中者の独断により行ってならない。なお、発注者に協議せず受注者が一方的に解釈した場合は、受注者の責任においてこれを改めるものとする。
（３）機器を設置するに当たり、校舎内の工作物、設備等の改修が必要と認められた場合には、速やかに発注者に協議するものとする。
（４）このほか、仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と受注者とが協議し、取扱いを定めるものとする。
（５）（２）から（４）に定める協議を行ったときは、受注者は７日以内に打合せ議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

機器仕様

１．レーザー加工機

（１）加工機本体

加工機本体寸法	W2,500mm×D4,000mm×H2,500mm 以下、8,500kg 以下
加工ヘッド倣いセンサー	制御方式：静電容量式
加工ガス	圧縮空気、酸素、窒素が選択できること。
X,Y 軸テーブル本体	駆動ストローク範囲：X＝600mm、Y=600ｍｍ 最高加工速度：4000mm/分以上 最高早送り速度：6000mm/分以上 駆動モータ：サーボモータ（X,Y 軸） ワーククランプ：手動でワークを固定する機構を設けること
加工ヘッド Z 軸	駆動ストローク：180mm 最高加工速度：1000mm/分 駆動モータ：サーボモータ(Z 軸)

（２）レーザ発振器

発振器構造	ファイバーレーザーであること
発振出力	ピーク出力：3000W 以上
切断能力	鉄:4.5ｍｍ、ステンレス 4ｍｍ、アルミニウム 4ｍｍが 切断可能であること
発振器収納	防塵対策として、発振器を密閉箱に収納。 使用環境温度拡大の為に、盤クーラを発振器収納箱に搭載。

（３）制御装置

NC 装置	日本語仕様のＮＣ装置(日本製限定) 指令単位：0.001mm 指令方式：G 言語　円弧補間　直線補間　工具径補正　ワーク座標系 外部制御（M コード指令）＊レーザ発振器制御　倣い制御切り替え が可能なこと
倣いセンサー制御	下記 3 通りの制御を有する事 ① 材料が金属の場合、材料の歪みに沿って予め設定されたノズルと材料の間隔をも保って加工する倣いモードを有すること ② 箔、薄板専用モードとして、加工開始点のみ倣い制御有効にして予め指定された材料とノズルの間隔を保ち、加工中は倣い制御をＯＦＦとして、Ｚ軸位置を固定して加工できる事 ③ 材料が非金属の場合は、倣い制御をしないで、NC プログラム若しくは最初に設定した Z 軸の位置で加工できる事

操作盤	タッチパネル式 NC プログラム選択 NC プログラム入出力（USB 若しくは SD カードからの転送） 加工条件登録 操作パネル内に、SUS、アルミ、軟鋼、真鍮、材料板厚毎の標準加工条件（レーザ出力、送り速度）など独自に加工条件を登録できる事
簡単加工機能	（NC プログラムレス加工）を有すること 丸穴、長穴、四角、ダルマ穴の加工を CAD/CAM で加工プログラを作る必要なく、寸法を操作盤に入力する事で加工できること

２．付属の装置・機能

（１）専用集塵機	専用集塵機を備えていること。
（２）エアーコンプレッサ	ドライヤを通した圧縮空気であること
（３）CADCAM ソフト	CAD 機能 DXF・DWG・IGES ファイルに対応している事 パターン作図・抽出・図形補正機能がある事 CAM 機能 加工軌跡描画・オートシーケンス・加工シミュレーション 加工指示書作成機能がある事
（４）ノートパソコン	CADCAM ソフトがスムーズに動作する機能を有する事

（５）装置に必要なアシストガス（圧縮空気、窒素、酸素）を設置、配管する事

３．その他

運搬、搬入、組立、据付け、調整、技術講習に係る経費は、本体価格に含めること。

基準品：株式会社群協製作所　小型ファイバーレーザ加工機　グンユーカット
株式会社アマダ　オールラウンドファイバーレーザマシン　BREVIS-1212AJ

仕様書最終確認
学校施設課 （西棟６階） 担当:丹代雄太 電話:017-734-9873

（別紙）入札書参考書式

令和　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商 号 又 は 名 称
代 表 者 職 氏 名　　㊞
（委任代理人　　㊞）

入　　札　　書

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金　額 （税抜）									

品　　名　　レーザー加工機

数　　量　　１台

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

第１号様式（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

青森県出納局会計管理課長　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連　　絡　　先
メールアドレス

入札説明書等に関する質問書

公　　告　　日	令和８年６月１６日
品　　名	レーザー加工機
質　　問　　事　　項	

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

第３－１号様式（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者氏名
連　　絡　　先
メールアドレス

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和８年６月１６日付けで公告した制限付き一般競争入札に参加したいので、その資格の確認について、納入実績証明書を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書の内容についてはすべて事実と相違ないことを誓約します。

記

１　品　　名　　レーザー加工機

２　業者番号及び等級格付

（業者番号：　　、等級格付：　　）

３　登録営業品目

４　申請日現在の指名停止措置の有無

有　・　無

５　誓約事項

次の各号について、誓約します。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当していないこと。

（２）青森県財務規則第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

（３）県内に本店、支店又は営業所を有していること。

（４）会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始の申立てがなされている者（更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

２　知事が指定した営業品目が競争入札参加資格者名簿に登録されている者は、納入実績証明書の提出を要しない。

３　県外に本店を有する者で、県内に支店又は営業所を有する者にあっては、当該支店等の名称、所在地及び電話番号を記載した書面を別途作成の上、添付してください。

第３－２号様式（第７条関係）

納入実績証明書

令和　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名

令和８年６月１６日付けで公告した制限付き一般競争入札に係る調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　品　名　レーザー加工機

２　過去５年間の納入実績（同一の種類の物品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入数量	備　考

３　添付書類
契約書（写）その他実績を確認することができる書類

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

第５号様式（第７条関係）

青　会　管　第　　号
令和　　年　　月　　日

殿

青森県出納局会計管理課長

制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった制限付き一般競争入札の参加資格について、確認結果を下記のとおり通知します。

記

１　品　名
　　レーザー加工機

２　入札参加資格の有無
　　有
　　無（理由　　）

※　入札参加資格がないと通知を受けた者は、本通知書を受理した日から起算して２日以内（休日を除く。）に、入札参加資格がない理由について、説明を求めることができます。

注　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４縦長とする。

（参考様式）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職氏名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　レーザー加工機

入札（見積り）期日　　令和８年７月３日

入札（見積り）場所　　青森県庁舎　出納局会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書

受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、第２条(　)及び第１１条(　)を除く。）契約を締結した。

（売買物品及び売買代金）
第１条　受注者は、次に掲げる物品（以下「売買物品」という。）を、次に掲げる売買代金により、発注者に売り渡し、発注者は、これを買い受けることを約した。
（１）　物品の名称等
ア　名　　称　　レーザー加工機
イ　数　　量　　１台
ウ　規 格 等　　別紙仕様書のとおり

（２）　金　　額　　￥.
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥.　　）
（契約保証金）
第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条（B）　契約保証金は、免除する。
（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　令和９年３月１２日
（２）　納入場所　　県立八戸工業高等学校（八戸市江陽１丁目２番２７号）
２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。
３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なく発注者に書面により理由を付して通知しなければならない。
（売買物品の検査等）
第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行う

ものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前各項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第７条　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第８条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金（既納部分に係るものを除く。）の額につき年３．０パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除することができる。

（契約不適合責任）

第９条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償（以下「履行の追完等又は損害賠償」という。）の責めを負うものとする。ただし、当該契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

２　前項の履行の追完等又は損害賠償の請求は、発注者がその契約不適合の事実を知った時から１年以内に受注者にその旨を通知して行わなければならない。

（契約の解除）

第１０条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除するこ

とができる。

（１）第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときはこの限りでない。

（２）第７条の規定に違反して、代金債権を譲渡したとき。

（３）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者に代金債権を譲渡したとき。

（４）第３条第１項の納入期限までに物品を納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（５）その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

２　次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第４号の規定に基づき発注者が解除したものとみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

（契約保証金の帰属）

第１１条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１１条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　第８条第２項の規定は、前項の違約金を徴収する場合に準用する。

（損害賠償）

第１２条　発注者は、第１０条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（暴力団の排除）

第１３条　受注者は、この契約による事務を処理するため、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第１４条　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

２　この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議事項）

第１５条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

発注者　青森県知事　宮　下　　宗　一　郎　　印

受注者　　㊞

別記１

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成２３年３月 青森県条例第９号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第６号までに掲げる場合にあっては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（受注者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２） 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３） 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。

（７）その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者（その者が法人の場合にあっては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８） 第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。